

平成26年度における

保健事業の変更点について

● 人間ドックに係る腫瘍マーカー検査の実施方法の変更について

平成25年度から人間ドック受診者全員に対して実施している腫瘍マーカー検査の実施方法について、次のとおり一部変更いたします。

平成26年度 腫瘍マーカー検査実施内容	35歳から49歳までの人間ドック受診者	50歳以上の人間ドック受診者
● 男性：PSA 検査 (前立腺がん)	⇒ 希望者に対して実施し、 本組合が検査費用の一部(1,000円)を助成 (本組合が医療機関に対し支払)	⇒ 全員実施とし、本組合が 検査費用の全額を助成 (本組合が医療機関に対し支払)
● 女性：CA125 検査 (卵巣がん、子宮内膜症)		

● 生活習慣の改善を目的とした講座の見直しについて

毎年「食生活健康講座」と「健康づくり教室」を別々に開催していましたが、昨今、生活習慣の改善には「食生活」と「運動」の両面からのアプローチが効果的とされていることから、両講座を廃止し、生活習慣病予備群の方を対象として「食生活」及び「運動」の両面から効果的な生活習慣の改善を図ることを目的として『健康講座』にリニューアルして開催いたします。

- 参加対象者：メタボリック・シンドローム判定基準値該当で特定保健指導動機付け支援の未利用者（組合員）とその配偶者
- 実施期間：9月（予定）

● 「家族健診（ミニドック）」コースの追加について

医療費増高対策の一環として、早期発見・早期治療を目的に、また被扶養者の方の受診しやすさ（健診受診率の向上）を図るため、健診費用の自己負担額を抑えた「家族健診（ミニドック）」コースを追加いたします。

- 受診対象者：被扶養者
- 実施期間：受診券配布後～翌年3月27日
- 共済組合助成額：13,000円 ※ただし、節目該当年齢（40・45・50・55・60歳）の場合は19,000円

※上記ドック（健診）や講座を希望される場合は、事前に申込みが必要となりますので、所属所共済事務担当課にお問い合わせください。

平成26年度における

健診等の事業について

本組合では、組合員である皆さんの心身の健康を保持していただくよう、下記の健診等を行っています。被扶養者の方も受診できるものもございますので積極的にご利用ください。

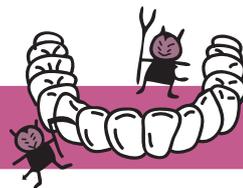


成人病健診	<p>対象者：30歳以上の組合員</p> <p>受診方法：検査機関の検診車により巡回健診 (所属所から申込みがあった場合、委託定期健康診断と同時に実施)</p> <p>健診種目：胃部検査、心電図検査（35歳を除く30歳代）、 眼底検査（40歳以上）、血液検査、大腸検査（希望者のみ）</p> <p>実施期間：5月～10月</p> <p>注意事項：人間ドック申込者は対象外。胃部検査、大腸検査の結果必要とされた場合、精密検査を実施（7月～2月予定）</p>
健康委託定期診断	<p>対象者：組合員</p> <p>受診方法：成人病健診と同時に実施（所属所からの申込みによる）</p> <p>健診種目：労働安全衛生規則第44条の規定に定める定期健康診断項目の中から、所属所より申込みのあった項目</p> <p>実施期間：5月～10月</p>

特 定 健 査	<p>対象者：40歳以上75歳未満の組合員、任意継続組合員及びその被扶養者</p> <p>受診方法：特定健康診査受診券を持参し指定医療機関にて受診</p> <p>検査項目：身長、体重、血液検査、尿検査 ※医師が必要と判断した場合は、貧血検査、心電図検査、眼底検査を実施</p> <p>実施期間：特定健康診査受診券配布後～翌年3月末日</p> <p>注意事項：所属所の定期健康診断・人間ドックを受診すれば特定健診受診にかえられます。</p>	
指 定 保 健 導 引	<p>対象者：特定健康診査を受診し、その結果から本組合が必要であると判断した組合員と任意継続組合員及びその被扶養者</p> <p>利用方法：特定保健指導利用券を持参し所属所、若しくは指定医療機関にて利用</p> <p>実施期間：特定保健指導利用券配布後～利用券に記載の有効期限</p>	
人 間 ド ッ ク	<p>対象者：35歳以上(脳ドックは50歳以上)の希望する組合員と被扶養者</p> <p>受診方法：本組合の受診者募集に対し所属所を通じて申込み、受診券を持参し、指定医療機関にて受診</p> <p>検査コース：日帰りコース、1泊2日コース、脳ドックコース、家族健診(ミニドック)コース(被扶養者のみ)</p> <p>実施期間：受診券配布後～翌年3月27日</p> <p>共済組合助成額：組合員 20,000円(節目該当年齢組合員 30,000円) 被扶養者 13,000円(節目該当年齢被扶養者 19,000円)</p>	要申込
婦 人 科 健 診	<p>対象者：30歳以上の希望する女性の組合員と被扶養者</p> <p>受診方法：本組合の受診者募集に対し所属所を通じて申込み、受診券を持参し、指定医療機関にて受診</p> <p>健診種目：子宮がん検査(問診・内診・頸部細胞診)、 乳がん検査(問診・視診・触診)</p> <p>実施期間：受診券配布後～翌年3月27日</p> <p>共済組合助成額：上記健診種目に限り、全額負担 マンモグラフィー、乳腺超音波検査を婦人科健診、若しくは人間ドックの追加検査として受診の場合は一部助成(2,000円助成)</p>	要申込
歯 周 病 検 診	<p>対象者：20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の組合員</p> <p>受診方法：受診券を持参し指定歯科医療機関にて受診</p> <p>検診種目：問診、歯周組織の検査、指導</p> <p>実施期間：受診券配布後～翌年3月末日</p> <p>共済組合助成額：3,000円</p> <p>注意事項：検診当日、歯科医療機関窓口で全額を支払い、「歯周病検診費用請求書」により所属所共済事務担当課を通じて本組合に費用請求を行うことで後日、給付金等振込口座に送金します。</p>	

その他の保健事業につきましては、皆さんに配布しています「平成26年度版共済組合ミニガイド」をご覧ください。

歯周病は 若年層化しています!!



歯周病といえば、昔は中高年の病気であると言われていましたが、最近は、この歯周病に悩まされている若い世代が増加しています。十代では、歯周病を発症する者が4割にも達しており、小学生の頃から歯周病にかかっている子供も少なくないと言われています。

また、歯周病は、単に口の中だけでなく、全身の健康を脅かす病気でもあることから、怖い病気であると言えます。

本組合では、今年度も6月中に20・25・30・35・40・45・50・55・60歳の節目年齢の組合員に対して、歯周病検診受診券を配布することとしています。

受診券が手元に届きましたら、年度内に必ず受診ください。

右グラフは、平成25年度の歯周病検診の年齢別受診率(平成26年2月末日現在)です。

